

◇ 食事療養について ◇

1. 入院時食事療養（Ⅰ）

当院は管理栄養士により、患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量と内容の食事療養を実施しております。

2. 特別管理給食

当院は厚生労働大臣が定める基準による特別管理給食を提供しており、管理栄養士によって管理された給食が、適時（夕食は午後6時以降に）・適温で提供しています。

3. 治療給食の提供

当院では治療に適した給食（エネルギーコントロール食・塩分コントロール食・脂質コントロール食・易消化食など）を提供しています。

4. 食堂における食事の提供をしています（3階病棟）

当院では管理栄養士の管理の下、食事療養の提供を行い、適切な広さの食堂談話室を3階病棟に環境整備しているため、入院された際は1日につき50円が加算されます。食堂談話室を有効にご利用ください。

☆ 入院時食事療養費の標準負担額について ☆

【70歳未満の方】

① 一般の方（住民税課税世帯）	1食につき	550円
② 指定難病の医療費助成を受けられている方	1食につき	330円
③ 市町村民税非課税の世帯に属する方（低所得者Ⅱ）			
過去12ヶ月の入院日数90日以下の方	1食につき	270円
〃	91日以上の方	1食につき 220円

【70歳以上の方】

① 一般の方（住民税課税世帯）	1食につき	550円
② 指定難病の医療費助成を受けられている方	1食につき	330円
③ 市町村民税非課税の世帯に属する方（低所得者Ⅱ）			
過去12ヶ月の入院日数90日以下の方	1食につき	270円
〃	91日以上の方	1食につき 220円
④ 市町村民税非課税の世帯に属する方（低所得者Ⅰ）	1食につき	130円

令和8年6月1日

病院長